令　和　９　年　度　猪　苗　代　町　立　こ　ど　も　園

支　給　認　定　・　利　用　申　し　込　み　の　ご　案　内

猪苗代町教育委員会こども課　　〒969-3141　猪苗代町大字磐里字大五百苅254番地1
電話　0242-23-4105　（ひまわりこども園内）



■施設利用の要件及びクラス区分

猪苗代町に住所がある0歳（生後6ヶ月以上）から5歳までの子どもが利用申し込みの対象となります。

クラス区分	対象となる子どもの生年月日	利用期間
0歳児クラス	令和　8年4月2日～令和　8年10月1日生まれ	令和9年4月1日～令和15年3月31日
1歳児クラス	令和　7年4月2日～令和　8年　4月1日生まれ	令和9年4月1日～令和14年3月31日
2歳児クラス	令和　6年4月2日～令和　7年　4月1日生まれ	令和9年4月1日～令和13年3月31日
3歳児クラス（年少）	令和　5年4月2日～令和　6年　4月1日生まれ	令和9年4月1日～令和12年3月31日
4歳児クラス（年中）	令和　4年4月2日～令和　5年　4月1日生まれ	令和9年4月1日～令和11年3月31日
5歳児クラス（年長）	令和　3年4月2日～令和　4年　4月1日生まれ	令和9年4月1日～令和10年3月31日

■保育の必要性の認定

こども園を利用するには、必ず保護者の方に次の3つの区分に応じた認定を受けていただく必要があります。地域型保育事業（ミニテル保育園）を利用する方も認定が必要になります。

認定区分	対象となる子ども	利用時間
1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、こども園での教育を希望される方 ※ 通園バスを利用できるのは1号認定のみとなります。	8時30分～ 14時00分まで
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、こども園での保育を希望される方	区分に応じた利用時間となります
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、こども園・地域型保育事業での保育を希望される方	

□ 2号認定・3号認定の保育の必要量について

保育を必要とする事由や就労時間等により保育の必要量が次の2つに区分され、施設を利用できる時間が異なります。

区分	施設の利用時間	該当事由
保育標準時間	7時30分～18時00分	月に120時間以上の就労等を行っている方 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVの恐れ等
保育短時間	8時00分～16時00分	月に64時間以上120時間未満の就労等を行っている方 求職活動、育児休業中の継続利用等



■　保育を必要とする事由　（2号認定　・　3号認定）

こども園で保育を利用するには、保育を必要とする事由に該当することが必要です。

①	就労	月に64時間以上就労していること（1日4時間の場合、週4日以上）
②	妊娠・出産	産前産後8週（月末まで利用可）
③	疾病・障害	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害を有している
④	介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている
⑤	災害復旧	災害・風水害・地震などの災害復旧
⑥	求職活動　※1	起業準備を含む求職活動をしている（施設の利用開始から2ヶ月間）
⑦	就学	職業訓練校における職業訓練を含む就学をしている（保護者の卒業予定日まで）
⑧	虐待・DVの恐れ	児童虐待（のおそれも含む）又は配偶者からの暴力などがある場合
⑨	育児休業中の継続利用	育児休業時、すでに2，3号認定を受けて入園しているきょうだいが、継続して保育を希望する場合
⑩	その他上記に類する状態と町が認める場合	

※1　求職活動に該当する方は、施設利用開始から2ヶ月以内に就労証明書の提出が無い場合、退園又は認定区分が変更となります。



□　保育を必要とする事由に該当するか審査を行います。審査の結果によっては申し込みと異なる認定になることがありますので、ご了承願います。

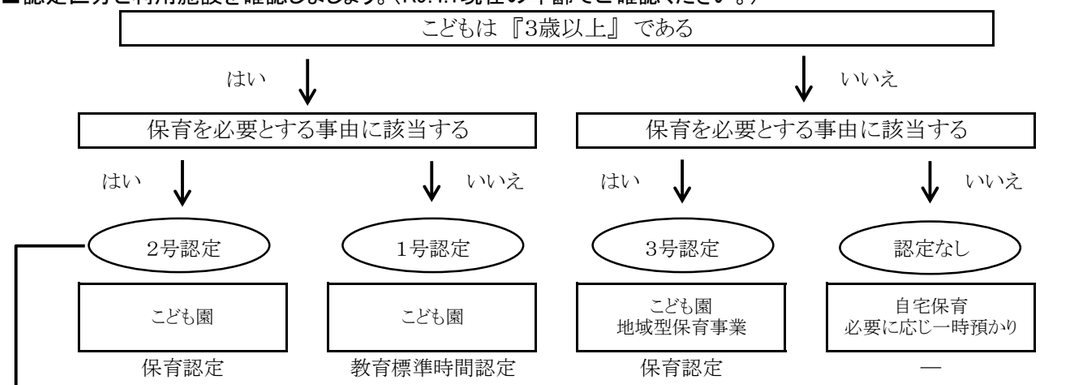
□　同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

□　認定を受けている方には、保育を必要とする事由等の確認のため、毎年、認定申請書・就労証明書・入園調査票を提出していただきます。保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、認定区分の変更や退園となります。

□　育児休業からの復職について

育児休業から復職し、就労の認定を受ける方は、施設利用開始日から1か月以内に復職することを条件に申込みが可能です。
（令和9年4月1日入園又は認定変更を希望の場合⇒令和9年5月1日までに復職）

■認定区分と利用施設を確認しましょう。（R9.4.1現在の年齢でご確認ください。）



保育を必要とする事由に該当する場合でも、祖父母等がいるなど午後2時以降の保育が必要の無い場合は1号認定の申し込みが出来ます。通園バスは1号認定のみ利用可能です。
（1号認定の方は保育を必要とする事由に該当しないと2号認定の申し込みは出来ません。）
祖父母等がいる場合などでは、きょうだいで1号認定と3号認定の利用が可能です。ただし、長期休業期間等について、家庭の就労等の変化が無い場合は認定の変更はみとめられませんので注意願います。
（家庭の就労等の変化が無い場合は、夏季休業中期間だけ1号認定から2号認定に変更は出来ません。）

ひまわりこども園・さくらこども園　園児募集

■こども園　募集人員

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
ひまわりこども園	217名	12名	24名	36名	45名	50名	50名
さくらこども園	110名	6名	12名	12名	30名	25名	25名

※　0歳児は生後6ヶ月以上となります。

■こども園利用日時等

1号認定	利用時間　：　午前8時30分～午後2時00分 開 園 日　：　月曜日から金曜日 休　　日　：　土日祝日、春季・夏季・冬季休園日、学年末休園日
2号認定 3号認定	利用時間　：〔保育標準時間〕　午前7時30分～午後6時00分 〔保育短時間〕　午前8時00分～午後4時00分 開 園 日　：　月曜日から土曜日、第2日曜日 （但し日曜日は、利用状況によって開園します） 休　　日　：　第2日曜日を除く日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、 学年末（3月31日）、学年始（4月1日）

1号認定と2号認定は8時30分から14時00分まで同じ幼児教育を受けます。
認定区分によるクラス分けは行いません。

※1号認定及び2・3号認定の短時間利用者は突発的に利用時間を超えた保育が必要な場合は、一時預かりを利用できます。（午前7:30～午後6:00半日単位）事前申し込みが必要となります。

※その他必要に応じて臨時休園することがあります。

■給食　こども園は、完全給食となります。

1号・2号認定　：　町独自事業により給食費は無料となるため、別途徴収はしません。

3号認定　　：　保育料に全て含まれるので、別途徴収はしません。



利用者負担（保育料）について

① 保育料はお子さんの認定区分や年齢等に応じて、父母又は同居の祖父母（家計の主宰者である場合に限ります。）の市区町村民税額の合計により決定します。

② 年度の途中で保育料の切り替えがあります。
4月から8月までの保育料　・・・　前年度（令和8年度）の市区町村民税に基づく保育料
9月から3月までの保育料　・・・　今年度（令和9年度）の市区町村民税に基づく保育料

③ 税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金控除、配当控除など）は、保育料の算定には含めません。

④ 年度途中で修正申告をされた方や婚姻・離婚により世帯の状況等が変わった場合などは、保育料が変更になることがありますので、速やかに必要書類を提出してください。

《家計の主宰者とは》
保護者が祖父母と同居（世帯分離含む）している場合は、原則として最多所得者を家計の主宰者とみなして、保育料を決定いたします。ただし父母の収入により生計が維持できると判断される場合は、父母を家計の主宰者といたします。

■保育料の納付方法

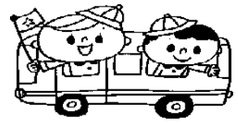
保育料は口座振替の方法により、毎月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としいたします。収納金口座振替依頼書（3枚複写）を直接お取引の金融機関へ提出してください。（入園説明会の日に配布します。）

取扱金融機関は東邦銀行、福島銀行、大東銀行、会津信用金庫、会津よつば農業協同組合、ゆうちょ銀行の本支店となっております。（ゆうちょ銀行をご希望の方は申込み書類が異なりますのでお申し出ください。）

※1号認定、2号認定（3歳～5歳クラス）の方は、保育料が無償となるため手続きは不要です。3号認定（0歳～2歳クラス）の方は、入園決定の通知が届きましたら速やかにお手続き願います。

こども園通園バスについて

こども園に通う1号認定の遠距離通園の子どもは通園バスを利用することが出来ます。乗降場所は各地区の安全な場所に設定しています。利用申し込みは入園説明会の日にお渡しいたしますので、後日提出してください。



利用申し込みについて

受付期間　：　令和8年11月10日（火）～12月18日（金）の月曜日から土曜日

受付時間　：　午前8時30分から午後5時まで

受付場所　：　ひまわりこども園　・　さくらこども園

申込書類　：　◇ 施設型給付費・地域型給付費等　支給認定（変更）申請書
◇ こども園入園申込書
◇ 父母の就労証明書　　【2号認定・3号認定のみ】
※自営業の方は確定申告書または営業許可証、開業届等も必要です。
就労以外の方は母子手帳の写しなど保育を必要とする事由を確認できる書類を提出願います。
◇ 入園調査票　　【2号認定・3号認定のみ】
◇ 保護者の市町村民税所得課税証明書　（令和8年1月1日現在で本町に住所の無い方のみ）
◇申し込みを行う児童及びその両親分のマイナンバーカード（又は通知書）を書類提出時に持参ください。
マイナンバーの通知書を持参していただく場合は窓口に来た方の運転免許証の提示が必要となります。
自営業や祖父母の扶養になっている場合は祖父母のマイナンバーカードも持参願います。

留意事項　：　きょうだいがいる場合は、子どもごとに申し込み書類を一式作成してください。
現在、待機となっている方につきましても、新年度の申し込み手続きをお願いいたします。

申し込みのお願い

○令和8年1月1日現在で猪苗代町に住所の無い方（他市町村から転入）は、必ず以前お住いの市区町村から、今年度中の所得課税証明書をお取り寄せのうえ添付してください。
［今年度中の市区町村民税の課税額及び前年度の所得額が記載してある証明書です。］

○求職中に伴う施設利用の申し込みを行った方で、申し込み期間中にお仕事が決まった場合は就労予定や内定で就労証明書を提出してください。施設利用の優先順位が変更になります。

○転入予定の場合でも申し込みはできますが、入園日までに転入できない場合（4月当初からの申し込みの場合は3月末日まで）は、認定及び入園取消しとなります。

○自営業や農業の方が申し込みをする場合は、自営業主（確定申告で事業主として申告している方）のお名前で就労証明書を作成し、提出してください。

○アレルギーや支援を要するお子さんの申し込みにつきましては、事前に施設にお話ししていただけると施設利用のお手続きが円滑に行えますので、ご協力をお願いします。

○提出書類の記入は黒のボールペンでお願いします。鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

利用決定について

① 定員を超えた申し込みがあった場合は、利用施設を町が調整する場合があります。ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などは、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

② 利用施設の決定は、1月中旬に郵送によりお知らせいたします。